

施設特別枠入所のご案内

東京都北区特別養護老人ホームの入所調整に関し、
一部施設において、区の入所調整以外に各施設判断による入所調整を試行しています。

清水坂あじさい荘の大規模改修に伴い、入所枠が一時減少しており、少しでも多くの方の入所が可能になりますよう、区内の一部特別養護老人ホームを対象に施設判断による施設特別枠入所の『試行』を令和6年2月から実施しています。
詳細は以下のとおりです。

【施設特別枠入所対象施設】

区内民立特別養護老人ホーム8施設（入所案内の6ページをご参照ください）

【前提となる条件】

- ① 介護保険認定の要介護度が要介護3～5の方
- ② 原則北区にお住まいで住民票がある方
- ③ 入院での医療行為が必要ない方
- ④ 北区特別養護老人ホーム申込書で示すポイントがその時点で入所できている方と差異がない方
- ⑤ 区内の施設特別枠入所対象施設への入所を希望される方
- ⑥ 入所を前提としてお考えの方
- ⑦ その他当該施設が特別な事情があると判断した方

【対象となる方】

- ① 入所申込みをされた方のうち、入所待機中に身体や介護者の状況などが著しく低下、変化した方
- ② 入所申込みをしていないが、様々な状況の著変により在宅での生活や介護が困難になった方
- ③ その他当該施設が特別な事情があると判断した方

【お手続き方法】

施設特別枠入所対象施設に直接ご連絡、ご相談ください。

【ご注意ください】

- ① 当該施設での面接等にあたっては、ご本人の様子の聴き取りを行い、その結果によりポイントの設定をさせていただきます。
- ② 面接を受けても必ず入所できるということではございません。
- ③ その他詳細の事項は通常の入所調整に準じた取り扱いです。